

【営業日およびサービス提供時間】

- ・月曜日～金曜日 9時～17時
- ・土曜日 9時～13時
- ・休業日 日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日
- ・訪問回数 原則として週3日まで

(ただし、病状や疾患の種類によっては毎日の利用も可能です)

[医療保険] ・1回の訪問時間 30分～1時間30分程度

[介護保険] ・訪問回数 介護度に応じた限度基準額内(介護保険証に記載)であれば何度でもうかがえます。限度額外は実費となります。

【利用料】 御利用になる保険により変わります *詳細は別紙参照

[医療保険]

- ・老人医療受給者 医療保険の1割(高額所得者は3割)の負担です
 - ・健康保険等のご本人様、ご家族 自己負担割合に応じた額
- (福祉医療受給者証をお持ちの方や特に指定の疾患の方は無料です)

[介護保険] ・サービス御利用の時間により料金が変わります

- ・介護保険対象者は1～3割負担 (負担割合証に表示されているとおり)

※ただし、介護保険御利用者でも急に病状の悪化や不安が生じた場合、医師の特別指示書に基づき必要日数内であれば医療保険を利用できます。

その場合、医療保険の1割負担。(ただし、高額所得者は3割負担)

- ・交通費 無料

*****その他、必要に応じて加算が生じます*****

【利用地域】

- ・菊川町、豊田町、豊浦町、小月、吉田、王司、王喜地区

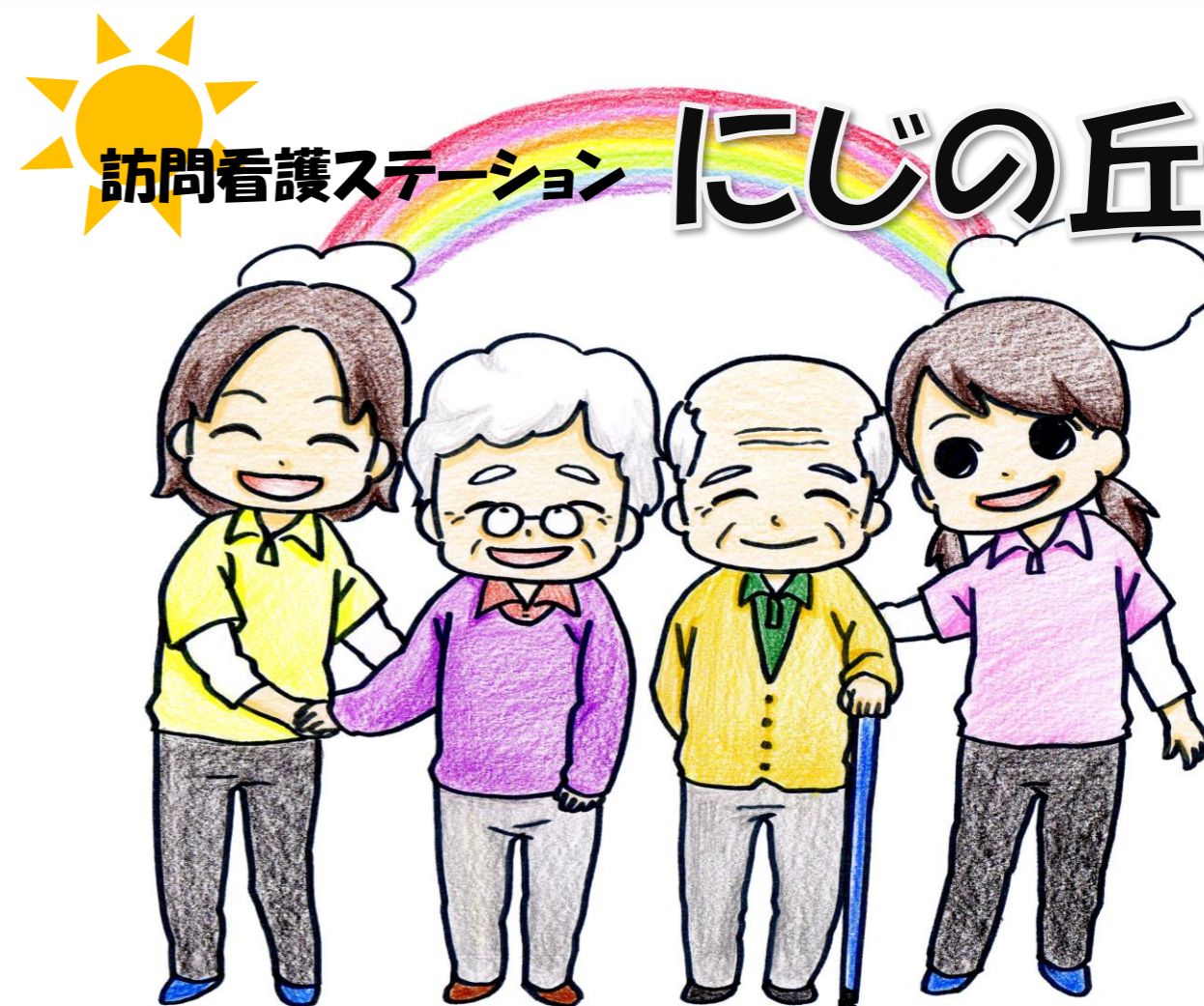
【申し込み方法】

下記のいずれかに申し込んでください。

- ・きくがわ苑居宅介護支援事業所(083-287-1775)
- ・かかりつけの医師
- ・訪問看護ステーション にじの丘(083-287-0564)

*介護保険の場合は、上記または地域のケアマネージャーなどに相談して、市町村の介護保険の認定を受けてください。

☎ 電話でのご相談にも応じますのでお気軽にどうぞ。



●お問い合わせ●



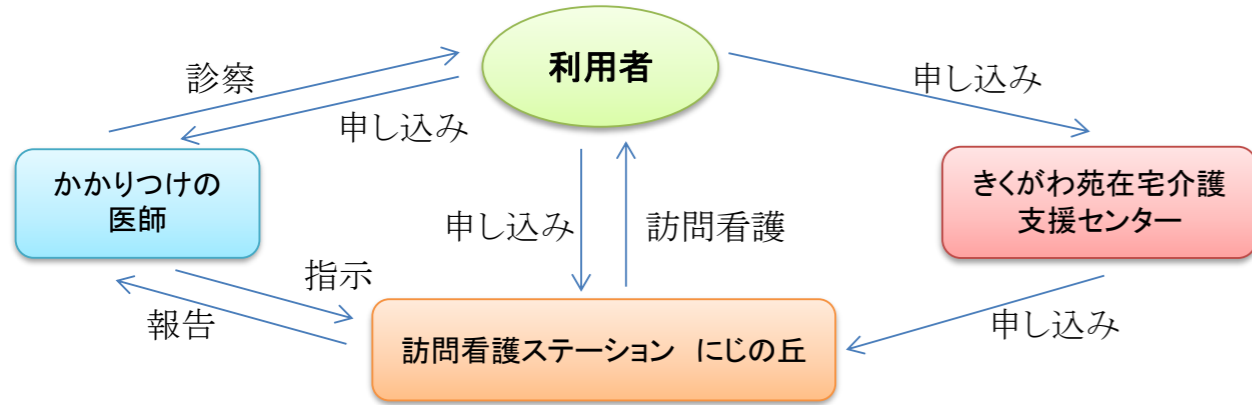
〒750-0313
山口県下関市菊川町田部223-1
社会福祉法人 菊水会
訪問看護ステーション にじの丘
管理者 篠田 聡美
TEL 083-287-0564(直通)
FAX 083-287-2212(代表)



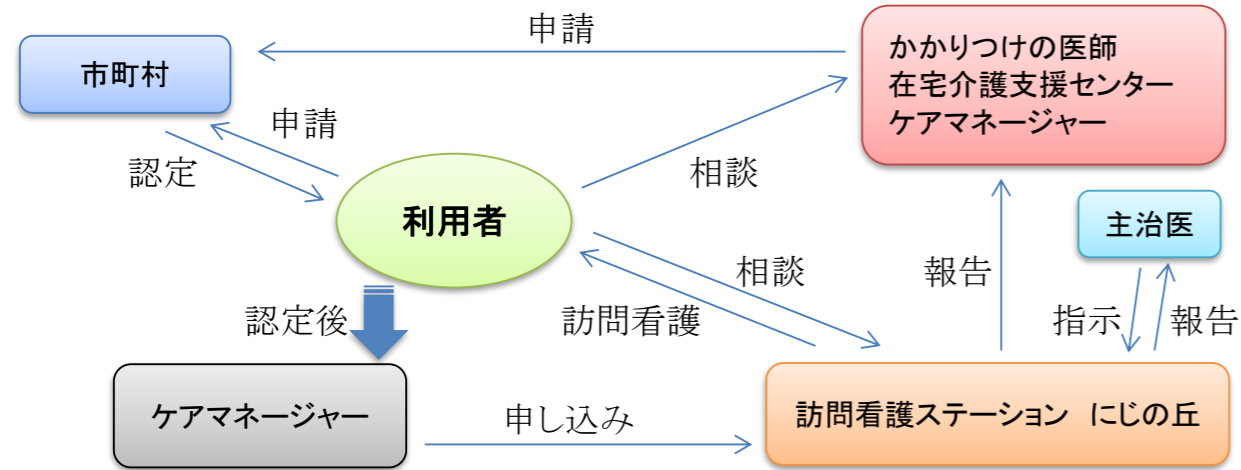
【訪問看護サービスの流れ】

住み慣れた家庭で安心して療養できるように、医師の指示のもとに、ご自宅にお伺いして看護サービスを行います。

【医療保険の流れ】



【介護保険の流れ】



●かかりつけ医はそのまま、訪問看護だけ訪問看護ステーションにじの丘で申し込めます●

【利用対象となる方】

【医療保険】

病気やケガ等によって、家庭で寝たきりの状態、またはこれに準ずる状態にあつて、かかりつけの医師が訪問看護を必要と判断した方。

幼児から年配者まで、年齢に関係なく利用できます。

【介護保険】

市町村に要介護認定を申請して「要支援1～2」または「要介護1～5」と判定された方。

ただし、厚生大臣の定めた下記の疾病の場合は医療保険の対象となります。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病(程度の軽いものは除く)、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、進行性筋ジストロフィー症、ハンチントン舞踏病、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

【訪問看護サービスの内容】

- ・病状の観察
- ・医師の指示による医療的処置
床ずれの処置、点滴、留置カテーテル管理、気管カニューレ管理(吸引、吸入を含む)、経管栄養法、在宅酸素療法、人工肛門管理など
- ・日常生活動作援助、指導
食事・排泄・睡眠・清潔・衣生活・活動
- ・リハビリテーション(関節運動、歩行訓練など)
- ・ターミナルケア(最期までお世話させていただきます)
- ・家族などへの介護指導や相談など

